

議第72号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 5月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

第1条 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市かしの木学園の項中「京都市中京区西ノ京桑原町8番地」を「京都市中京区西ノ京新建町3番地」に改める。

第2条 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市かしの木学園の項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において市規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して1年10月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市かしの木学園を廃止する等の必要があるので提案する。